

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する総合的な地域づくりであり、関係機関との連携や住民主体の取組が必要不可欠であることから、関係機関や住民に対し、本来の趣旨を周知徹底すること。

あわせて、地域支援事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業について、地域の実情に応じた財政支援を講じること。

さらに、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業については、都市自治体の財政力や基

盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

1) 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、都市自治体への財政支援等の充実を図ること。

また、新しい総合事業の実施状況に対する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、都市自治体の実態を反映した総合的な検討を行い、介護人材の確保や事業者の参入が促進されるよう、国の責任において、制度の見直しを図ること。

2) ガイドラインの改正に当たっては、都市自治体の準備期間を考慮し、実態に即した適用期日とすること。

3) 地域支援事業交付金について、都市自治体の予算執行上での制限を緩和するなど、地域の実情に応じた事業展開が可能となるよう見直すこと。

(3) 認知症施策の推進のため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置を推進するための支援措置を講じること。また、認知症地域支援推進員の専門研修の受講料負担を軽減すること。

(4) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

4. 制度の見直しについて

制度の見直しに当たっては、以下のとおり適切に配慮すること。

(1) 将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(3) 都市自治体の事務負担の軽減に配慮するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提

供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (3) 平成 28 年 4 月の介護福祉士の資格取得方法の変更について、現行制度を十分に検証し、志願者に過度の負担とならないよう、実態に即した見直しを行うこと。
- (4) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。また、事業が円滑に実施されるよう、交付スケジュールを見直すこと。

6. 第 1 号保険料について

- (1) 第 1 号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。
- (3) 医療保険加入者が 65 歳到達により年金からの特別徴収に切り替わるが、切替えまでの一定期間は普通徴収となり、介護保険料の未納が発生しやすいことから、徴収方法の改善措置を講じること。
- (4) 介護保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

7. 介護報酬等について

介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設

定を行うこと。

8. 保険者機能強化推進交付金について

保険者機能強化推進交付金について、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の評価に当たっては、引き続き、地域の実情を反映した評価方法とするよう検討すること。

9. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、介護保険における一部負担金等の免除措置について財政措置を講じること。

10. 東日本大震災関係について

介護保険の一部負担金等免除措置について、震災の影響により保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、全額財政支援措置を講じること。

11. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、第1号被保険者の保険料で充当する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (3) 介護療養病床から介護医療院への転換については、自治体や医療機関の意見を尊重し、財政措置を講じるなど、経過措置期間内に円滑に転換できるよう支援を行うこと。
- (4) 介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知徹底を図るため、各自治体及び介護保険適用除外施設への制度の周知に取り組むこと。または、届書の提出がなくても介護保険法の適用除外となるよう制度の改善を図ること。
- (5) 成年後見制度を推進するため、都市自治体における体制整備や運営のための財政支援を充実すること。